

平成30年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A(平成30年2月20日掲載)

No	種別	質問内容	回答
141	1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【委託要綱別添1別紙2 積算内訳明細】 積算内訳書は、落札後に提出する「委託事業実施計画書」の別紙2として提出するものという理解の下、入札時の提案書及び添付資料としては、提出しないという事でいいか。	委託要綱別添1「委託事業実施計画書」別紙2「平成30年度地域若者サポートステーション事業 積算内訳明細」については、貴見のとおり、入札時の提案書及び添付資料として提出を求めるものではないが、入札書に記載する入札額を積算する時点で、本様式を活用するなど、適切な積算を行っていただきたい。
142	1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【委託要綱別添1別紙2 積算内訳明細】 積算内訳明細の実践的支援メニューのアー(イ)ハローワークとの連絡調整に要する旅費をはじめ いくつかの旅費において基盤整備スタッフが上の旅費を利用することは可能なのか。 それとも基盤的支援メニューの中にも旅費の費目をたてる必要があるのか。	No114のとおり、旅費は全て「実践的支援メニューに属する経費」として支出することとしており、基盤的支援メニューに関する業務に従事する相談支援員等に係る旅費についても「実践的支援メニューに属する経費」として支出することとしている。 よって、旅費は「基盤的支援メニューに属する経費」としては計上しないこと。
143	1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	【委託要綱別添2様式第13号 委託費精算報告書】 別紙の「②流用額」とは何を想定しているのか。	本事業は、区分をまたぐ経費の流用を認めていないので、本様式の「②流用額」には全て「0」を、「③流用後の委託費の額」には「①委託費の額」と同額を記載していただくこととなる。
144	2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	【仕様書第2の2 常設サテライト窓口の設置】 週3日の一日5時間の常設サテライト窓口として開所した場合、地代家賃やその他の経費は按分扱いとするのか。	何と按分するのかが明らかではないが、仮に、常設サテライト窓口を設置するために施設を賃貸し、常設サテライト窓口を開所しない日・時間を利用して当該施設でサポステ以外の事業を行う場合には、当然、当該他の事業と按分すべきである。 一方、仮に常設サテライト窓口を開所しない日・時間があつたとしても、当該施設を専らサポステ事業のみに使用している場合には、その経費の全額を委託費から支弁することが可能である。
145	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	【仕様書第3の3(2)ア(ア) 基本プログラム】 仕様書第3の3(2)ア(ア)cとdについて、違いを具体的に教えていただきたい。	仕様書第3の3(2)ア(ア)c「職業の世界を知ることに関するメニュー」は、地方公共団体が措置する職業ふれあい事業として行う職場見学や、ジョブトレーニングとして行う職場体験といったプログラムを想定している。 一方、仕様書第3の3(2)ア(ア)d「その他」は、民間企業等がCSR事業として無償で提供するプログラム(パソコン講座や就職支援プログラム)を活用した取り組みや、仕様書第3の3(2)ア(ア)a～cに該当しないが、民間企業と連携した取り組み(例えば商店街とタイアップした取組等)があれば記載されたい。
146	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	【仕様書第3の3(2)ア(イ) 高校中退者等アウトリーチプログラム】 定時制・通信制高校に在学する生徒に対する支援についての記述があるが、学校教育の妨げとならないよう、学校にてサポステへの誘導を図るためにアウトリーチ型の支援をすることは可能か。	仕様書第3の3(2)ア(イ)fにあるとおり、留意すべき事項を踏まえた上で、定時制・通信制高校に在学する生徒に対する支援を行うことは可能であり、そのための支援手法として、アウトリーチ型の相談支援を行うことは問題ない。

147	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>【仕様書第3の3(5)留意事項】 仕様書第3の3(5)において、「契約期間満了等により離職した場合であって引き続き支援することが適切である者については、実践的支援メニューによる支援を実施することとして差し支えない」とあるのは、再登録の必要がないということだと考えるが、一度就職した者は全て実践的支援の対象となるのか。 2～3年前に就職した者についても再登録せず、全て同様の取り扱いとなるのか。</p>	<p>サポステの支援を受けて就職した者に対しては、定着・ステップアッププログラムによる定着支援を実施することとなるが、定着・ステッププログラムによる支援の実施中に、契約期間満了等により離職した場合であって引き続き支援することが適切である者については、再登録手続きを不要とするものである。 なお、ここでいう「サポステによる支援」とは、次の就職先を見つけるための就職活動に係る支援が中心となることから、「実践的支援メニューによる支援」としているものである。しかしながら、一度就職した者が全て実践的支援メニューの対象となるものではなく、ご質問のように、2～3年前に就職し、この間、サポステによる支援を支援を受けていない状態で、再びサポステの就職支援を希望するような場合は、仕様書第3の3(5)キのとおり、最終相談支援日から6か月以上経過していることから、支援対象者の状態等を勘案の上、再登録手続きを行うこととなる。 ご質問のクの規定は、あくまでも定着・ステッププログラムによる支援が継続している者についてまで、再登録手続きを行うことは要しないという趣旨であることをご理解いただきたい。</p>
148	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>【仕様書第3の4(3) 職場体験プログラムの実施】 職場体験プログラムに登録いただいた事業者向けにセミナーや体験カウンセリングを無料で提供しようと思っているが、そのための講師謝金等を予算化することを含めて、実施することは可能か。</p>	<p>職場体験プログラム実施事業者に対して、カウンセリング相談を行うことは、職場体験プログラム期間中又は修了後のフォローアップの一環として実施可能である。 また、職場体験プログラムを実施するための実施計画の策定に際し、職場体験プログラムを実施する上での不安・懸念を払拭するためのカウンセリングを行うことも可能である。ただし、例えば、職場体験プログラムを実施していないが、今後、実施してもいいという事業者に対してまで広く無料カウンセリングを行うという趣旨であれば、そのための経費を予算化(支出対象経費)とすることは認められない。 ※無料でカウンセリングを行うことを禁止するものではないが、支出対象経費としては認めないという趣旨。</p>
149	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>【仕様書第3の4(4) プログラム実施事業主に対する謝金の支給】 職場体験プログラム協力謝金について、「職場体験プログラム参加者を過去雇用したことがないこと。」とされているが、ここでの「過去」とは、「サポステ開始当初から」という理解でいいか。</p>	<p>「当該プログラム参加者が、過去に雇用されたことがある事業所において職場体験プログラムを実施する場合は、職場体験プログラム謝金は支給しない」という趣旨である。このため、サポステ開始以前に当該プログラム参加者を雇用していた場合であっても、当該事業所には職場体験プログラム謝金は支給しない。</p>
150	3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>【仕様書第3の5(2) 定着・ステップアップ支援の実施等】 (ウ)就職先の事業者に対する支援を行うでの工夫等については、本人承諾や個人情報の問題もあるかと思うが、どのようなことをことを行イメージなのか。</p>	<p>例えば、就職者が就職先事業所で勤務する上で配慮を要する事項がある場合に、それを就職先事業所に伝えることで、就職者及び就職先事業所双方にとって定着しやすい環境を整えることが可能となるものと考えいる。 なお、就職者の希望に応じて行うものであり、就職先に対し必要な情報を伝えることについて、就職者本人の同意を得る必要があることは言うまでもない。</p>
151	4 集中訓練プログラム事業(仕様書第4関係)	<p>【仕様書第4の4(2)ウ プログラム規模】 1プログラムの支援対象者は2人から10人までとなっており、支援対象者が1名のみの場合、次回開催時期まで待つことになるが、1名のみ開催又は途中参加を可能とするなどの措置はないのか。</p>	<p>集中訓練プログラム事業は、複数名による共同生活を行う合宿生活を取り入れることによって、生活規律の向上が期待されるものであることに加え、プログラム時間外に行われるコミュニケーションが、コミュニケーション能力の向上や自己効力感の向上に大きな効果が期待される。 このため、本プログラムは複数名により実施することとしているものである。 また、途中参加の可否については、プログラム開始1か月以内に行われる合宿が開始されるまでの間は途中参加が認められている。</p>

152	5 事業費関係(仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の1 共通事項】 No125において経費の流用に関して「体制費(人件費)」内であっても、基盤的支援メニューと基盤的支援メニューとの間の流用も認められないとあるが、受託後の実施段階において、新規採用やスタッフの給与調整が必要になった場合、基盤的支援メニュー内の人件費間でも流用できないというのか？ 受託後の採用や勤務調整により、同支援メニューの人件費内で給与等の変更もあり得るが、確定した金額で積算内訳明細を提出する必要があるのか。</p>	<p>委託要綱別添2の契約書別紙「委託費交付内訳」の区分を跨ぐ流用は認めないという趣旨であり、「基盤的支援メニュー内」又は「実践的支援メニュー内」における人件費内の流用は可能である。 なお、入札額及び事業実施計画書提出時の積算内訳明細は、契約額の根拠となるものであり、可能な限り確定した金額により積算することが望ましいと考える。</p>
153	5 事業費関係(仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2(2)ア 旅費】 集中訓練プログラムではp63の(ウ)に職場実習実施場所への移動交通費について記載されているが、職場体験プログラムでの参加者の移動交通費は措置されないのか。</p>	<p>職場体験プログラム参加者に対する、職場体験先事業所までの移動交通費については措置しない。 なお、ご質問の集中訓練プログラムにおける職場実習実施場所への移動交通費については、「サポステや合宿施設から職場実習実施場所までの集団での移動に要する交通費であり、参加者の自宅から職場実習実施場所までの移動交通費ではない」としており、職場体験プログラムにおける移動交通費とは性格が異なるものである。</p>
154	5 事業費関係(仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2(2)ア 旅費】 出張時の日当について、当法人の日当は上限の2600円より高く設定されている。 仕様書P57、No72では、事前に労働局と協議を行う事が可能と記されていますが、具体的な協議の方法を示していただきたい。</p>	<p>まずは、提案書段階で添付書類として旅費規程等を提出いただきたい。 また、落札した場合には、委託要綱別添1の委託事業実施計画書(積算内訳明細を含む)を提出いただくこととなるため、その際に、具体的な日当の額や出張の必要性等を示した上で、労働局事業担当者に相談されたい。</p>
155	5 事業費関係(仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2(2)オ 借料及び損料】 「利用者の自家用車両に係る駐車場借料」とあるが、が利用者が車で来所した場合のコインパーキング料金を措置できるという趣旨か、それとも月極で借りておくことができるという趣旨か。</p>	<p>サポステが入居する施設に隣接又は近隣の駐車場につき月極で借りる場合の経費については委託対象経費として認めるという趣旨である。 コインパーキングを利用した際の駐車料金を、利用者本人に現金で交付することは認められない。</p>
156	5 事業費関係(仕様書第5関係)	<p>【仕様書第5の2(2)キ その他】 ファイルメーカーの減価償却費は、年間で7,600円+消費税でいいか。</p>	<p>ファイルメーカーの購入金額が不明であるので回答できないが、仕様書に記載のとおり、購入金額と耐用月数(耐用年数を月数に換算したもの)、当該年度における使用月数を踏まえて適切に計算されたい。</p>
157	6 その他(仕様書第6関係)	<p>【仕様書第6の1(1) 報告の種類】 (ア)相談支援事業と(エ)定着・ステップアップ事業の四半期報が今年度は追加されているようですが、これらはどのような形式・報告になるのでしょうか。</p>	<p>No85及び134のとおり、SNACKSによる中央センターへの報告とは別に、事業委託者としての都道府県労働局に対する報告として、四半期毎に報告してもらうことを想定しており、様式については別途お示しする予定である。</p>
158	7 提案書関係(提案書作成要領関係)	<p>【提案書作成要領 1(1) 提案書等の提出書類、提出部数、提出期限等】 No90に関連して、提案書の電子媒体は、添付書類などもCD化する必要があるのか。提案書の様式のみでいいのか。</p>	<p>提案書作成要領に記載のとおり、提案書作成要領別紙様式(提案書様式)のみ電子媒体で提出されたい。</p>
159	7 提案書関係(提案書作成要領関係)	<p>【提案書作成要領 1(1) 提案書等の提出書類、提出部数、提出期限等】 サポステ実施場所【自由様式】について、同建物内の他の施設の存在状況等がわかる書類とあるが具体的にどのような書類を提示すればよいか。</p>	<p>当該施設の施設案内図やフロアマップ等が考えられる。</p>

160	7 提案書関係(提案書作成要領関係)	<p>【提案書作成要領 (1)提出書類】 No138においてサポステの利用の申込みに係る様式に関して「初めてサポステに来所した方が記入する申込み書の様式・・・」とあるが、初回面談時に利用者に記入してもらう用紙(団体が独自に作成している受付用紙等)を添付するということか。 また、仮登録後の本登録の来所は、初めての来所と考えず、初めて来所される方に記入してもらう用紙が無い場合は、“添付資料無し”という理解でいいか。</p>	<p>サポステが独自に作成している様式であって、サポステ利用者に記入してもらう用紙を添付されたい。 例えば、仮登録段階では、サポステスタッフによる聞き取りのみを行い、本登録時点でサポステが独自に作成する利用申込み用紙等に記入を求めているのであれば、当該用紙を添付されたい。 仮登録時及び本登録時のいずれにおいても、利用者に記入してもらう用紙がない場合は、「添付書類なし」とされたい。</p>
161	7 提案書関係(提案書作成要領関係)	<p>【提案書作成要領 1(1) 提案書等の提出書類、提出部数、提出期限等】 添付書類の中の貸借対照表等とは、応募団体の分か、それともサポステ事業の分か。</p>	<p>応募団体の経営の状況を確認するための書類であるため、応募団体の分として提出されたい。</p>
162	7 提案書関係(提案書作成要領関係)	<p>【提案書作成要領 1(1) 提案書等の提出書類、提出部数、提出期限等】 NPO法人として平成29年度事業を受託したが、社会福祉法人を設立して事業を承継(NPO法人は解散)している場合、決算書や収支予算書等については、以下の書類を提出すればいいか。 ・28年度決算書類(解散したNPO法人分) ・29年度決算書類(解散したNPO法人分) ・29年度予算書類(解散したNPO法人分) ・29年度予算書類(新設した社会福祉法人分)</p>	<p>28年度決算書類及び29年度予算書類について、それぞれ求められている期間に漏れないよう、承継元法人の分を含めて関係資料を整えること。</p>
163	8 提案書関係(提案書様式関係)	<p>【基本的事項】 本事業には新規で参入するため、提案書は、あくまで予定で作成していいか。 例えば、地方公共団体の施設の一部を利用したいと考えているが、サポステの実施場所が未定の場合には応募できないのか。</p>	<p>提案書は、予定・検討している内容のものとして作成されたい。 ただし、入札金額については、入札説明書第1の2(5)アのとおり、「業務の履行に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もる」必要がある。 このため、予定・検討中のものも含めて十分に精査の上、積算すること。</p>
164	8 提案書関係(提案書様式関係)	<p>【表紙】及び【7】(1)団体名 当法人は、「認定NPO法人」として認可を受けている。 法務局や銀行など届け出ている法人名に「認定」の文言は入っていないが、提案書には「認定」の文言を記載してもいいか。</p>	<p>法人登記上の団体名を記載されたい。</p>
165	8 提案書関係(提案書様式関係)	<p>【7】企画提案団体について(5)平成29年度事業実績(4～12月)と自己評価 平成29年度の調査結果が未公開だが、どうしたらいいか。</p>	<p>平成29年度における利用者満足度については、都道府県労働局より、平成29年度事業受託者に対し提供することとしている。 平成29年度事業受託者であって、平成29年度調査結果について各労働局より連絡が受けていない場合は、各労働局にお尋ねいただきたい。</p>
166	8 提案書関係(提案書様式関係)	<p>【7】(5) 進路決定件数(就職以外) No139において「就職以外の進路決定件数とは、「進学」「職業訓練」「起業等その他」「週の所定労働時間が20時間未満の就労」を含む」とされているが、「1か月未満の就労」については含まれないという認識でいいか。</p>	<p>「1か月未満の就労」は含まないものとする。</p>
167	8 提案書関係(提案書様式関係)	<p>【1】(4)及び【7】(5) 中退者情報共有件数 仕様書において、「高校中退者等アウトリーチプログラム」の対象者には「進路未決定卒業生」も含まれているが、提案書の「中退者情報共有件数」については、「進路未決定卒業生情報の共有件数」も計上して差し支えないか。</p>	<p>高校中退者等アウトリーチプログラムの対象としては、「進路未決定卒業生」も含まれるが、ここでいう「中退者情報共有件数」には、「進路未決定卒業生情報の共有件数」は含まず、あくまでも「中退者情報共有件数」のみとすること。</p>

168	8 提案書関係(提案書様式関係)	<p>【1】(4)及び【7】(5) 中退者情報共有件数 仕様書において、「高校中退者等アウトリーチプログラム」の対象者は、主に高等学校中退者を念頭に置いているものと思うが、大学中退者も含まれるのか。</p>	<p>高校中退者等アウトリーチプログラムの対象としては、主に高等学校中退者を念頭に置いているが、大学中退者を除外するものではない。 しかしながら、ここでいう「中退者情報共有件数」には、「大学等の中退者情報共有件数」は含めず、あくまでも「高校等(高等学校、専修学校高等課程)の中退者情報共有件数」のみとすること。</p>
169	8 提案書関係(提案書様式関係)	<p>【5】(2)ウ 目標とする就職1件当たりのコスト 入札予定額の総額、というのは、消費税も含んだ金額で計算していいか。</p>	<p>入札書に記載する入札額(税抜額)により計算されたい。</p>
170	8 提案書関係(提案書様式関係)	<p>【スタッフ名簿】 仮定として、サポステAの統括コーディネーターが、サポステBも管理する場合、サポステBのスタッフとして登録した方がいいか。その際、サポステBにも統括コーディネーターは配置するのでどういった職名で登録すべきか。</p>	<p>サポステAの総括コーディネーターが、適切に総括業務を実施できるという前提の下、サポステBのスタッフ(相談支援員やキャリアコンサルタント、情報管理員)として兼務することを禁止するものではないが、仕様書第2の3(1)イのとおり、総括コーディネーターは、サポステ事業全体の総括を行う業務責任者であり、各サポステごとに配置する必要がある。このため、サポステBに業務責任者たる総括コーディネーターを配置する必要があり、当該総括コーディネーターが責任をもって、サポステBを管理する必要がある。</p>